

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 警備業を取り巻く情勢の変化に対応した諸対策の推進

(1) デジタル化の推進による業務の合理化と利便性の向上

- ① 警備員教育（新任及び現任教育）並びに特別講習の「講習予約システム」の構築
 - 新任教育と現任教育については、ホームページ内の会員専用サイトに「講習予約システム」を構築し
て令和4年4月から運用
 - 令和5年度からは、新たに、「特別講習の予約システム」を構築して運用開始
具体的には、従来、予約申し込みを文書で調査・回答していたものをオンライン申し込みに変更。
また、講習代金についても、事前講習・予備講習等費用の当協会分と、本講習費用の（一社）警備員特別講習事業センター分を、別々に郵便払込票で振り込んでいたものを一本化し、当協会の銀行口座に一括振り込みに変更
 - 併せて、オンライン化した請求書に当協会と事業センターの登録番号等を記載することによりインボイス制度（適格請求書の発行）にも対応。また、電子帳簿保存法（Web上での保存義務）にも対応

※ デジタル化による効果

この講習予約システムの運用により、警備員教育及び特別講習については、すべてオンライン（インターネット）での予約、講習代金の請求、並びに銀行口座への振り込みとなり、これまでの紙ベースのやり取り（受講調査・回答、郵便振込用紙の送付・振込）が無くなり、業務の合理化と利便性が抜群に向上する。

なお、インボイス制度（適格請求書の発行）、電子帳簿保存法（Web上での保存義務）に対応した

各講習の予約のデジタル化（＝講習予約システム）を構築運用するのは、全国で当県だけであり、全警協とともに、各県にシステムを紹介していきたい。

② パソコンを活用した「いつでも現任教育」の実施

教育内容（基本5時間・業務（施設・交通各5時間））を刷新し、クリックするだけで超簡単に操作できるパソコンに掲載して実施している「いつでも現任教育」を継続実施

③ eラーニングへの対応

全警協が実施する eラーニングへの適切な対応

(2) 雇用対策の推進

労働局、ハローワークとの業界PRセミナー並びに面接会の開催

これまでの活動により、ハローワークの警備業界のセミナー・面接会の開催に対する理解と協力が深まり、連絡・調整もスムーズになってきたので、令和5年度は、協会が調整を図りつつ、支部活動の一環として実施

協会は、これまで共同開催の働きかけを行っていないハローワークに対して、セミナー等の開催の働きかけを実施

※ 開催状況

- ・ 令和2年度1会場（川越）～求人企業8社・求職者16人
- ・ 令和3年度3会場（浦和、川越、熊谷）～求人企業41社・求職者23人
- ・ 令和4年度8会場（浦和1、大宮1回、県東1、県西1、県南3、県北1）
～求人企業25社・求職者122人

ア 協会が実施するもの

労働局、ハローワークとの調整、応募会社の募集、求人票の取りまとめ、求職者の募集

イ 各支部が実施するもの

ハローワークとの連絡調整、開催日の決定と会場の予約、応募会社代表によるハローワークとの連携、会場の設営、面接会当日の運営

ウ 実施運用案

- ・ 業界PRセミナーの開催と併せて、可能な限り面接会との併用開催とする
- ・ セミナーのみの開催であっても求人票を配布する
- ・ 各支部エリアでの開催とするが、ハローワークの管轄範囲とは違いがあるので、ハローワークの管轄に合わせて求人企業等は選定する
- ・ 参加企業は、管内企業又は当該ハローワークに求人票を提出している企業とする
- ・ 開催エリア外の求人会社は、多数の場合は抽選とする。

② 県女性キャリアセンターとの協働事業の推進

女性の雇用促進のため、女性キャリアセンターと連携した事業を推進

④ 効果的な広報活動の推進

より多くの求職者を募集するため、ポスター・チラシの作成掲示、インターネットの効果的活用（ホームページへのPR動画の掲載）等効果的な広報活動を実施

⑤ その他

自衛隊連絡本部との連携～退職自衛官の求人、検定取得等の検討
公的機関との連携の強化（公益財団法人いきいき埼玉等）

(3) 適正取引推進対策の推進

① 適正取引、適正価格獲得のための活動や悪質なダンピング防止のための活動の推進

- ・全警協等への要望活動の継続的な実施
- ・行政機関、政界、関係業界団体等に対する適正取引、労務単価向上の働きかけの推進

② 適正取引のための「自主行動計画」の周知及び活用の推進

- ・全警協発行のリーフレット「適正取引の推進」等を活用した活動の推進
- ・キャンセルポリシー推進のために制作した「適正取引推進バッチ」の周知、普及及び活用の推進
- ・適正取引の推進ための研修会等の開催や調査研究 等

(4) 働き方改革関連法への適切な対応

- ア 働き方改革関連法への適切な取り組みを推進するための研修会等の開催
- イ 働き方改革関連法の周知及び普及に関する活動の推進 等

(5) 警備業界イメージアップ活動の推進

警備員教育、各種キャンペーン、広報活動等を通じたイメージアップ活動の推進

(6) 協会加盟員拡充対策の推進

非加盟会社を対象とした研修会の開催等を通じての加入への理解を得る活動の推進
加盟各社による非加盟会社との連携事業等の機会を通じての加入の推奨活動の推進

(7) 教育体制等の整備充実

各種研修会や教育資材の整備拡充による教育体制の強化

(8) 各委員会、専門委員会及び特別委員会の効果的運営

各委員の参画意欲の高揚と活発かつ建設的な意見、提言の交換

(9) 支部長を中心とする支部活動の積極的な推進と適正な支部運営

研修会や社会貢献活動等支部活動の推進と会員相互の連帯感・協力意識の醸成

(10) 各会員会社の適正な業務推進

警備業法の遵守、適正な労務管理、労働災害防止等に関する施策の推進

2 警備員教育の充実強化

- (1) 会員の利便性の向上や時代の要請に応じた教育の実施等の会員ニーズに応えるため、

I T機器を活用した警備員教育の推進

- (2) 警備員教育へのI T機器を活用した教育の推進
- (3) 障がい者への適切な対応に関する知識、技能を習得させるための教育の実施
- (4) 警備員教育の重要性に対する理解の促進
- (5) 警備員指導教育責任者の機能強化
- (6) 資機材、教材の刷新、補充

3 特別講習の適正かつ効果的な推進

- (1) 特別講習の受講促進
- (2) 特別講習受講者に対する事前教育の充実強化
- (3) 特別講習講師の能力向上と優秀な人材の確保

4 受託講習等の適正な推進

- (1) 埼玉県公安委員会受託講習の適正な実施
- (2) 警備員指導教育責任者の新規取得講習・追加取得講習の実施
- (3) 警備員指導責任者現任定期講習の実施

5 研修会・講習会等の開催

- (1) 経営者研修会・労働安全大会の開催
- (2) 全警協総会、理事会、各種委員会、作業部会への対応
- (3) 関東地区警備業協会連合会総会、研修会等への対応
- (4) 全警協教育幹部研修会、特別講習現任講師・候補者研修会等への対応
- (5) 警備員指導責任者講習の開催
- (6) 推進事業
 - ア 賀詞交歓会の開催
 - イ 「警備の日」(11月1日)の推進
- (7) 会員親睦旅行

6 災害支援への適切な対応

- (1) 地域支援・連携のための防災用品備蓄
- (2) 災害支援活動用資機材の整備
- (3) 九都県市合同防災訓練等への参加活動を通じた災害支援対応力の向上
- (4) 電話連絡網招集伝達訓練の実施

7 労働災害事故防止対策の推進

- (1) 労働環境、社会保険制度等の充実・整備等の労働基盤の整備促進

- (2) 労働安全管理体制の確立と労働災害防止規定の遵守の徹底
- (3) 労働安全大会の開催
- (4) 安全運転コンクールと表彰の実施
- (5) 警備員に対する現場指導・監督運動の見直しに伴う確実な運用
 - ・ 警備員の指導監督に関する様式を「計画・実施（簿）」を一本化
 - ・ 時季に合わせた毎月のチェックポイントを示し、ホームページに掲載
 - ・ 年1回実施していた指導監督運動を、厚労省の全国安全週間（7月）、全国安全衛生週間（10月）に合わせて年2回実施に拡大
- (6) 労働災害防止等に関するポスター、論文、標語の募集と表彰の実施
- (7) 労働災害防止啓発用の資料の作成配布
- (8) 交通誘導時等の受傷事故防止マニュアル等の効果的活用の促進

8 会議等の開催

- (1) 第11回定時総会
- (2) 理事会
- (3) 各委員会・専門委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 教育センター会議
- (6) 教育研究部会
- (7) 監査会

9 表彰の実施

- (1) 役員、会員、講師等の功労者に対する表彰
- (2) 警備員等の功労者、永年勤続者、教育・各種事業に対する功労者等に対する表彰

10 警備業の運営、教育等に関する実態調査

- (1) 会員各社の規模、社保加入、業務実態等の調査
- (2) 新任・現任教育及び特別講習事業計画を策定するための調査
- (3) 労働災害事故発生状況の調査
- (4) その他事業の推進上必要と認められる事項に関する調査

11 犯罪抑止、交通事故防止、テロ対策等の治安対策に対する積極的な活動の推進

- (1) 春・秋の全国交通安全運動への積極的な参加
支部活動の一環として実施
- (2) 振り込め詐欺防止等犯罪抑止活動への協力
- (3) 犯罪抑止協力事業への積極的な協力

- (4) 地域安全活動への貢献
- (5) 全国地域安全運動、全国交通安全運動、年末年始特別警戒等への協賛
- (6) テロ対策「彩の国」ネットワーク加盟員としての積極的な活動の推進

12 関係機関・団体等との連携強化

※ ペンディング事項（3月中に締結の予定）

- (1) 埼玉県との「特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定」の締結に伴う適切な運用
 - 令和5年3月〇日 埼玉県と当協会との間で防疫同協定を締結
 - ・家畜伝染病予防法に規定する特定家畜伝染病
～牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚熱、高（低）病原性鳥インフルエンザ、牛海綿状脳症～
 - ・業務の範囲は、消毒ポイント、発生農場周辺における車両誘導等
 - 家畜伝染病発生の際は、県からの要請に基づき、事前に協力会社として登録した企業等において適切な対応を図る。
- (2) 全国安全週間及び全国安全衛生週間等への協力
- (3) （公財）埼玉県防犯協会連合会及び（公社）埼玉犯罪被害者援助センターとの連携、協力
- (4) （公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターとの連携、協力
- (5) 警備業と関連する県・消防防災機関、その他の関係機関・団体との連携
- (6) 協定締結事業の推進
 - ア さいたま市教育委員会との「子ども安全協定」
 - イ 埼玉県・埼玉県警との「防犯のまちづくりに関する新協定」
 - ウ 埼玉県警交通部との「路上寝込み等による交通事故防止に関する協定」
- (6) 自治体、関係行政法人等の関係機関並びに建設業、電力等の関係産業団体との連携及び理解・協力の依頼
- (7) 埼玉県議会等への要望

13 その他の事業

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会員等への図書、物資の斡旋
- (3) 情報管理システムの効果的運用による業務の合理化・効率化の推進
- (4) その他、情勢により対応が必要となる事業への適切な対応
- (5) 県協会が実施している賠償責任保険と全警協が新たに制度化する賠償責任保険の募集の周知